不二精機株式会社
証券コード　6400

第56期
定時株主総会
招集ご通知

日時　2021年３月30日（火曜日）
午前10時

場所　愛媛県東温市田窪41番地14
当社松山工場　２階　講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

目次

第56期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 15
計算書類 …… 18
監査報告書 …… 21
株主総会参考書類 …… 27

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。
ご来場はできるだけお控えいただき、「書面（郵送）」による議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ぜひとも議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

株主総会に当日ご出席いただく場合

議決権行使書用紙を会場受付へ提出

書面（郵送）による議決権行使の場合

各議案に対する賛否を表示のうえ返送

議決権行使期限
2021年３月29日（月曜日）
午後５時40分到着分まで

証券コード　6400
2021年３月９日

株　主　各　位

（本店所在地）
大阪市生野区巽東四丁目４番３７号
（本社事務所）
大阪市中央区瓦町四丁目８番４号
不二精機株式会社
代表取締役社長　伊井　剛

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　なお、書面によって議決権を行使することができます。新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、「書面（郵送）」による議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年３月29日（月曜日）午後５時40分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年３月30日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　愛媛県東温市田窪41番地14
当社松山工場　２階　講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第56期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第56期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.fujiseiki.com）に掲載させていただきます。
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.fujiseiki.com）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

添付書類

事業報告 2020年１月１日から2020年12月31日まで

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な拡大を見せる新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、それまでの雇用情勢や所得環境の改善などによる景気の緩やかな回復基調は一変し、米国の通商政策や中国経済の減速の影響も懸念されるなど海外経済の不確実性が高まり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような環境の中、当社グループは、中期スローガンとして「安心をお届けする不二精機グループ」を掲げ、品質管理体制の徹底強化によるグループ一体となった顧客満足の更なる追求を図り、精密金型のコア技術をもとに自動車及び二輪車などの成形事業分野への積極的な展開を行い、顧客への高付加価値製品の提供による安定受注の拡大に努めてまいりました。

また、「『考動』で価値を創る」をグループ全社員の行動理念とし、「お客様の利益の最大化」を目標に、新たな価値創造、また「５Ｓ活動」を基本とする着実な品質改善活動に取り組んでおります。

このような結果、当連結会計年度の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、射出成形用精密金型及び成形システム事業においては、顧客との間の検収手続きに遅れが発生したこと（射出成形用精密金型及び成形システム事業では顧客に検収をいただいた時点で売上を計上しております。）などにより減少し、精密成形品その他事業においても、昨年インドネシアの子会社で実施した増産投資や秋元精機工業株式会社の連結子会社化の効果はあったものの前連結会計年度に比べ減少し、59億12百万円（前連結会計年度比10.3％減）となりました。

損益につきましては、射出成形用精密金型及び成形システム事業の売上高及び精密成形品その他事業の売上高のいずれも減少したことなどにより、営業利益は２億83百万円（前連結会計年度比26.9％減）となり、主に為替差損の増加で、営業外費用が１億４百万円増加したことなどにより、経常利益は１億42百万円（前連結会計年度比58.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は99百万円（前連結会計年度比65.8％減）となりました。

セグメント別の事業概況
＜射出成形用精密金型及び成形システム事業＞
　新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、医療機器用及び自動車部品用精密金型の受注は好調に推移いたしましたが、顧客との間の検収手続きに遅れが発生したことなどにより、売上高は24億93百万円（前連結会計年度比19.0％減）、セグメント利益は、２億66百万円（前連結会計年度比4.4％減）となりました。
　なお、個別受注生産である当事業の未検収の受注残高は高水準で推移しており、各工場の稼働率は高い状態であります。
＜精密成形品その他事業＞
　インドネシアの子会社で実施した増産投資や秋元精機工業株式会社の連結子会社化効果はあったものの、東南アジア市場での自動車関連製品の売上や国内でのディスクケースの売上が新型コロナウイルス感染症拡大による需要減退の影響を受け、売上高は35億86百万円（前連結会計年度比2.3％減）となりました。それに伴い、経費の削減に努めましたが、セグメント利益は、22百万円（前連結会計年度比78.6％減）となりました。

②　設備投資の状況
　当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は８億49百万円であり、その内訳は高知宿毛工場土地、建物、精密成形品製造用設備及び金型製造用設備などであります。

③　資金調達の状況
　該当事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　分	第 53 期 2017年12月期	第 54 期 2018年12月期	第 55 期 2019年12月期	第 56 期 （当連結会計年度） 2020年12月期
売上高	5,267,120	6,149,330	6,592,925	5,912,744
経常利益	141,109	267,497	342,353	142,141
親会社株主に帰属する当期純利益	121,649	177,958	289,818	99,195
１株当たり当期純利益（円）	16.05	23.29	37.32	12.57
総資産	6,067,920	6,226,550	6,984,946	7,449,210
純資産	1,115,543	1,380,097	1,639,106	1,679,243

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
THAI FUJI SEIKI CO., LTD.	290,000千タイバーツ	100.0%	精密金型・精密成形品の製造・販売
PT.FUJI SEIKI INDONESIA	8,500千米ドル	81.8 (81.8)	精密金型・精密成形品の製造・販売
上海不二精机有限公司	5,000千米ドル	100.0	精密成形品の製造・販売
常州不二精机有限公司	7,000千米ドル	100.0	精密金型の製造・販売
秋元精機工業株式会社	10,000千円	100.0	精密プレス加工品の製造・販売

（注）PT.FUJI SEIKI INDONESIAは当社の間接所有の子会社であり、当社の議決権比率は括弧書きで間接所有の比率を記載しております。

⑷　**対処すべき課題**

精密金型事業では、受注毎に仕様の異なる個別受注生産であり顧客の設備投資計画に大きく左右される「金型」という製品特性から、安定的・継続的な受注の確保が最大の課題であります。安定受注確保に向けて、医療関連製品分野への集中及び研究開発による新技術の提案・生産性向上によるコスト競争力強化に加え、的確な顧客情報の収集体制の整備により、競合メーカーとの差別化に取り組んでまいります。

精密成形品事業では、中期的に安定稼働が可能な自動車関連部品の更なる拡大を目指しております。生産量拡大への生産設備の増強、品質管理体制の高度化を進めるとともに、急速に進むことが予想される電気自動車化に対応して、パワーユニット（駆動方式）に係わらない精密部品の受注活動を計画的に進めてまいります。

アジア市場での人件費の上昇に対しては、海外工場での生産工程の自動化・半自動化を進めるとともに、全拠点での５Ｓ活動（改善活動）の徹底的な実施によるグループ全体の生産性の向上によって、中期的な利益目標の達成を目指してまいります。

⑸　**主要な事業内容**（2020年12月31日現在）

当社グループは、プラスチックを加工するための射出成形用精密金型及び成形システムの製造・販売を行うとともに、精密成形品その他の製造・販売を行っております。

⑹　**主要な営業所及び工場**（2020年12月31日現在）

事業所名	所在地
本店	大阪市生野区巽東四丁目４番37号
本社	大阪市中央区瓦町四丁目８番４号
松山工場	愛媛県東温市田窪41番地14
関東営業所	千葉県船橋市本町六丁目18番５号
THAI FUJI SEIKI CO., LTD.	700/721 Moo3 Tambon Bankao Amphur Phanthong Chonburi 20160, Thailand
PT.FUJI SEIKI INDONESIA	Komplek, Industride Prima Terra Block A2 No.1 JL. Raya Sapan RT. 001/RW. 001, Tegalluar, Bojongsoang, Bandung, Jawa Barat, Indonesia
上海不二精机有限公司	No.26 Baosheng Road, Songjiang Industrial Park, Shanghai, 201613, P.R.C
常州不二精机有限公司	No.81 Tianshan Road, State High-tech Development Zone, Changzhou, 213022, P.R.C
秋元精機工業株式会社	横浜市都筑区大熊町18番１号

⑺　**従業員の状況**（2020年12月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
射出成形用精密金型及び成形システム事業	202(15)	1名増
精密成形品その他事業	287(59)	21名減
全社（共通）	12（ 2)	－
合計	501(76)	20名減

（注）1．従業員数は就業人員であります。
2．従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3．臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含んでおります。
4．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名（21名）	3名増（3名増）	44.2歳	18.0年

（注）1．従業員数は就業人員であり、子会社への出向者9名を含んでおりません。
2．臨時従業員数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、年間の平均人員を（外書）で記載しております。

⑻　**主要な借入先の状況**（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	1,880,000千円
株式会社日本政策金融公庫	408,080千円
株式会社京都銀行	322,612千円

（注）1．上記の金額には、子会社の借入金も含んでおります。
2．当社は運転資金・設備資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、シンジケートローン契約を締結しております。
3．シンジケートローン契約は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行と株式会社りそな銀行を幹事とする計７行からの協調融資によるものであります。
4．シンジケートローン契約のうちファシリティ借入枠1,500百万円より830百万円の借入を行っております。
5．シンジケートローン契約のうちタームローンにて1,050百万円の借入を行っております。

⑼　**その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2．株式に関する事項（2020年12月31日現在）

株式の状況

① 発行可能株式総数　23,720,000株
② 発行済株式の総数　9,054,000株
③ 株主数　9,278名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
一般社団法人千尋会	858千株	10.80%
伊井剛	463千株	5.83%
TOYO SECURITIES ASIA LTD	350千株	4.40%
株式会社三菱UFJ銀行	240千株	3.02%
伊井千尋	144千株	1.82%
伊井珠美	144千株	1.82%
不二精機従業員持株会	110千株	1.39%
川島高弘	109千株	1.37%
株式会社南都銀行	100千株	1.25%
木塚美幸	96千株	1.21%

（注）1．当社は、自己株式を1,104,009株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の状況**（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊井　剛	THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Authorized Director 上海不二精机有限公司董事長 常州不二精机有限公司董事長 秋元精機工業㈱取締役
取締役副社長	宮﨑正巳	成形事業部兼金型事業部担当 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director 上海不二精机有限公司董事 常州不二精机有限公司董事 秋元精機工業㈱取締役
専務取締役	山本幸司	連結管理担当 PT.FUJI SEIKI INDONESIA Komisaris 上海不二精机有限公司監事 常州不二精机有限公司監事 秋元精機工業㈱監査役
取締役	藤本由数	成形事業部長 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director 秋元精機工業㈱取締役
取締役	高橋秀昭	㈱ワールド・ワン監査役
常勤監査役	菅　一明	
監査役	梅田浩章	梅田浩章公認会計士事務所所長 監査法人アイ・ピー・オー社員 ㈱トリドールホールディングス取締役(監査等委員) ㈱イーサーブ代表取締役
監査役	橋本豊嗣	一般社団法人 大阪中小企業診断士会監事 一般社団法人 大阪府中小企業診断協会監事

(注) 1．取締役　高橋秀昭氏は、社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号）に該当する社外取締役（会社法第２条第15号）であります。

2．監査役　梅田浩章氏及び橋本豊嗣氏は、社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号）に該当する社外監査役（会社法第２条第16号）であります。

3．監査役　梅田浩章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．当社は取締役　高橋秀昭氏、監査役　梅田浩章氏及び橋本豊嗣氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	98,368千円
（うち社外取締役）	（1名）	（2,400千円）
監査役	3名	7,350千円
（うち社外監査役）	（2名）	（2,400千円）
合計	8名	105,718千円

（注）1．取締役の報酬限度額は、2001年３月27日開催の第36期定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で2019年３月28日開催の第54期定時株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として年額10百万円以内（うち社外取締役分は年額１百万円以内）と決議いただいております。

2．監査役の報酬限度額は、2001年３月27日開催の第36期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。また、別枠で2019年３月28日開催の第54期定時株主総会において、監査役に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として年額１百万円以内と決議いただいております。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人などの重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人などとの関係

1．取締役　高橋秀昭氏は、㈱ワールド・ワンの監査役を兼務しております。なお、当社は、㈱ワールド・ワンとは特別の利害関係はありません。

2．監査役　梅田浩章氏は、梅田浩章公認会計士事務所の所長、監査法人アイ・ピー・オーの社員、㈱トリドールホールディングスの取締役（監査等委員）及び㈱イーサーブの代表取締役を兼務しております。なお、当社は、梅田浩章公認会計士事務所、監査法人アイ・ピー・オー、㈱トリドールホールディングス及び㈱イーサーブとは特別の利害関係はありません。

3．監査役　橋本豊嗣氏は、一般社団法人 大阪中小企業診断士会及び一般社団法人 大阪府中小企業診断協会の監事を兼務しております。なお、当社は、一般社団法人 大阪中小企業診断士会及び一般社団法人 大阪府中小企業診断協会とは特別の利害関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	高橋　秀昭	24回開催された取締役会のうち22回に出席し、社外での経験や専門性を活かし、議案の審議に必要な発言を行いました。
監査役	梅田　浩章	24回開催された取締役会のうち21回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、24回開催された監査役会のうち21回に出席し、公認会計士としての専門的見地から監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	橋本　豊嗣	24回開催された取締役会のうち21回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、24回開催された監査役会のうち21回に出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5．会計監査人に関する事項

⑴　**名称**　　仰星監査法人

⑵　**報酬等の額**

区　　分	支　　払　　額
当事業年度に係る報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）1．海外子会社は、仰星監査法人以外の監査法人が計算関係書類等の監査を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうか必要な検証を行い、過去の報酬実績も参考にしたうえで、報酬等の額について適切と判断し、同意の判断をいたしました。

⑶　**会計監査人の解任又は不再任の決定方針**

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備に努め、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育、研修を実施する。

また、法令上疑義のある行為などについて使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、運営する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程に従って行う。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、「内部統制基本規程」を定めリスク管理体制を構築する。

また、同委員会により、リスク管理教育、指導を推進する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月１回開催し、毎年度策定される年度計画及び中期経営計画に基づき重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに取締役間の相互牽制を働かせる。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「内部統制基本規程」、「関係会社管理規程」に基づき、当社及び子会社における業務の適正を確保するものとする。

子会社は経営計画に基づいた施策と効率的な業務執行を図るため担当取締役が総括管理する。各担当取締役は、進捗状況を定期的に取締役会において報告する。また、当社の内部監査室は、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行に必要な場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。また、その使用人の人事については、監査役の意見を聴取するものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を図るものとする。また、監査役は、社長と定期的に意見交換会を開催する。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会秩序、健全な企業活動を確保するために、反社会的勢力と一切の関係を排除する。また、不当要求等には毅然として法的対応を行う。これらについて「コンプライアンス方針」に定める。

10．反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応総括部署を管理本部とし、所轄警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の専門家と連携し、その体制を強化する。また、コンプライアンス・マニュアルにより教育を行い、周知を徹底する。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴　コンプライアンス

　コンプライアンス体制及びリスク管理体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築、維持、整備に努めております。

⑵　当社及び子会社から成る企業集団のリスクマネジメント

　当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを「関係会社管理規程」に定めております。また、子会社に対して取締役及び監査役を適宜派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査しております。さらに、子会社の業務及び取締役等の職務の執行状況は、当社の経営会議において定期的に報告されております。

⑶　財務報告に関わる内部統制

　財務報告に関わる評価ならびに各部署における業務プロセスの運用状況については、内部監査室が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行っており、取締役会に報告しております。

⑷　内部監査体制

　内部監査室が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を四半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**3,500,348**
現金及び預金	764,346
受取手形及び売掛金	1,025,706
電子記録債権	188,754
製品	805,099
仕掛品	432,199
原材料及び貯蔵品	111,362
未収入金	44,350
その他	131,477
貸倒引当金	△2,947
固定資産	**3,948,861**
有形固定資産	**3,494,571**
建物及び構築物	686,330
機械装置及び運搬具	783,707
工具器具備品	511,971
土地	734,781
リース資産	495,285
建設仮勘定	282,495
無形固定資産	**98,816**
のれん	34,884
その他	63,931
投資その他の資産	**355,473**
投資有価証券	146,776
長期貸付金	6,183
繰延税金資産	32,478
その他	181,175
貸倒引当金	△11,138
資産合計	**7,449,210**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**3,658,743**
支払手形及び買掛金	581,387
電子記録債務	154,785
短期借入金	1,684,239
リース債務	141,012
未払金	193,896
未払法人税等	10,674
前受金	702,016
賞与引当金	67,382
製品保証引当金	19,274
その他	104,074
固定負債	**2,111,223**
長期借入金	1,737,148
リース債務	281,242
繰延税金負債	21,605
退職給付に係る負債	35,772
役員退職慰労引当金	14,539
資産除去債務	19,151
長期前受収益	1,764
負債合計	**5,769,967**
（純資産の部）	
株主資本	**1,453,924**
資本金	500,000
資本剰余金	858,706
利益剰余金	368,448
自己株式	△273,230
その他の包括利益累計額	**205,329**
その他有価証券評価差額金	△1,171
為替換算調整勘定	206,500
新株予約権	**158**
非支配株主持分	**19,830**
純資産合計	**1,679,243**
負債・純資産合計	**7,449,210**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （2020年１月１日から2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,912,744**
売上原価		**4,658,383**
売上総利益		**1,254,361**
販売費及び一般管理費		**971,253**
営業利益		**283,107**
営業外収益		
受取利息	1,308	
受取配当金	346	
補助金収入	11,180	
その他	8,092	20,927
営業外費用		
支払利息	50,657	
為替差損	90,443	
その他	20,792	161,893
経常利益		**142,141**
特別利益		
固定資産売却益	593	593
特別損失		
固定資産売却損	3,589	
固定資産除却損	1,331	4,921
税金等調整前当期純利益		**137,812**
法人税、住民税及び事業税	43,283	
法人税等調整額	4,026	47,310
当期純利益		**90,502**
非支配株主に帰属する当期純損失		8,693
親会社株主に帰属する当期純利益		**99,195**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	864,977	308,685	△289,351	1,384,312
当期変動額					
剰余金の配当			△39,432		△39,432
親会社株主に帰属する当期純利益			99,195		99,195
自己株式の処分		△6,271		16,120	9,849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△6,271	59,763	16,120	69,612
当期末残高	500,000	858,706	368,448	△273,230	1,453,924

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,557	223,693	227,251	308	27,235	1,639,106
当期変動額						
剰余金の配当						△39,432
親会社株主に帰属する当期純利益						99,195
自己株式の処分						9,849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,729	△17,192	△21,921	△149	△7,404	△29,476
当期変動額合計	△4,729	△17,192	△21,921	△149	△7,404	40,136
当期末残高	△1,171	206,500	205,329	158	19,830	1,679,243

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 （2020年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,156,398**
現金及び預金	193,756
受取手形	139,408
売掛金	356,913
電子記録債権	179,908
製品	408,562
仕掛品	140,716
原材料及び貯蔵品	4,626
未収入金	32,638
前払費用	20,669
関係会社短期貸付金	598,711
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	13,400
その他	70,236
貸倒引当金	△3,150
固定資産	**2,994,118**
有形固定資産	**1,051,515**
建物	145,846
構築物	869
機械装置	69,317
車両運搬具	640
工具器具及び備品	22,939
土地	582,903
リース資産	111,020
建設仮勘定	117,978
無形固定資産	**10,326**
ソフトウエア	10,326
投資その他の資産	**1,932,275**
投資有価証券	146,776
関係会社株式	597,445
関係会社出資金	1,050,130
長期貸付金	6,183
関係会社長期貸付金	64,750
繰延税金資産	23,986
その他	54,292
貸倒引当金	△11,288
資産合計	**5,150,516**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**2,109,434**
買掛金	211,658
電子記録債務	154,785
短期借入金	830,000
1年内返済予定の長期借入金	301,200
リース債務	33,937
未払金	109,240
未払費用	15,455
前受金	386,080
前受収益	256
預り金	23,629
賞与引当金	23,915
製品保証引当金	19,274
固定負債	**1,531,961**
長期借入金	1,323,480
関係会社長期借入金	106,396
リース債務	87,546
役員退職慰労引当金	14,539
負債合計	**3,641,395**
（純資産の部）	
株主資本	**1,510,134**
資本金	**500,000**
資本剰余金	**741,713**
資本準備金	85,588
その他資本剰余金	656,125
利益剰余金	**541,651**
利益準備金	11,581
その他利益剰余金	530,069
買換資産圧縮積立金	23,451
固定資産圧縮積立金	12,941
繰越利益剰余金	493,676
自己株式	**△273,230**
評価・換算差額等	**△1,171**
その他有価証券評価差額金	△1,171
新株予約権	**158**
純資産合計	**1,509,120**
負債・純資産合計	**5,150,516**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**2,696,457**
売上原価		**1,985,126**
売上総利益		**711,331**
販売費及び一般管理費		**600,991**
営業利益		**110,339**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	16,337	
貸倒引当金戻入額	226	
その他	3,463	20,026
営業外費用		
支払利息	20,702	
為替差損	17,360	
その他	11,941	50,005
経常利益		**80,361**
特別利益		
固定資産売却益	47	47
特別損失		
固定資産売却損	3,554	
固定資産除却損	0	3,554
税引前当期純利益		**76,853**
法人税、住民税及び事業税	19,045	
法人税等調整額	15,877	34,922
当期純利益		**41,931**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	買換資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金
当期首残高	500,000	85,588	662,396	747,984	7,638	24,744	14,447
当期変動額							
剰余金の配当					3,943		
当期純利益							
買換資産圧縮積立金の取崩						△1,292	
固定資産圧縮積立金の取崩							△1,505
自己株式の処分			△6,271	△6,271			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	−	−	△6,271	△6,271	3,943	△1,292	△1,505
当期末残高	500,000	85,588	656,125	741,713	11,581	23,451	12,941

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	492,322	539,152	△289,351	1,497,785	3,557	3,557	308	1,501,651
当期変動額								
剰余金の配当	△43,375	△39,432		△39,432				△39,432
当期純利益	41,931	41,931		41,931				41,931
買換資産圧縮積立金の取崩	1,292	−		−				−
固定資産圧縮積立金の取崩	1,505	−		−				−
自己株式の処分			16,120	9,849				9,849
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△4,729	△4,729	△149	△4,878
当期変動額合計	1,353	2,498	16,120	12,348	△4,729	△4,729	△149	7,469
当期末残高	493,676	541,651	△273,230	1,510,134	△1,171	△1,171	158	1,509,120

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月17日

不二精機株式会社
取 締 役 会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　寺 本　　悟　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　坂 戸　純 子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、不二精機株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査に関する品質管理基準、それに基づく職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月19日

不二精機株式会社　監査役会

常勤監査役　菅　一　明　㊞

社外監査役　梅　田　浩　章　㊞

社外監査役　橋　本　豊　嗣　㊞

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月17日

不二精機株式会社
取 締 役 会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　寺 本　　悟　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　坂 戸　純 子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、不二精機株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月19日

不二精機株式会社　監査役会

常勤監査役　菅　一　明　㊞

社外監査役　梅　田　浩　章　㊞

社外監査役　橋　本　豊　嗣　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して、第56期の期末配当については、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴ 配当財産の種類	金銭
⑵ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 ５円 配当総額は 39,749,955円
⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年３月31日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役５名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	伊井　剛（いい　たけし） （1962年５月26日生） 再任	1985年４月　当社入社 1996年６月　取締役就任 1999年12月　業務管理部長 2002年３月　管理本部長（兼）経営企画部マネージャ 2004年１月　グループ経営推進室室長 2006年９月　常務取締役就任（兼）海外事業担当 2008年３月　代表取締役社長就任（現任） [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD.　Authorized Director 上海不二精机有限公司董事長 常州不二精机有限公司董事長 秋元精機工業㈱取締役	463,600株
2	宮﨑正巳（みやざき　まさみ） （1952年２月３日生） 再任	1984年３月　当社入社 1987年９月　取締役就任（兼）東京営業所長 1996年６月　常務取締役就任（兼）海外営業部長 2000年11月　営業本部長 2003年３月　製造本部長 2004年１月　事業開発本部長（兼）海外統括本部長 2006年９月　専務取締役就任 2008年11月　営業本部（兼）製造本部担当 2012年１月　国内事業統括（兼）中国事業統括 2015年４月　取締役副社長就任（現任） 2017年２月　成形事業部（兼）金型事業部担当（現任） [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD.　Director 上海不二精机有限公司董事 常州不二精机有限公司董事 秋元精機工業㈱取締役	52,000株
3	山本幸司（やまもと　こうじ） （1953年１月７日生） 再任	2001年４月　当社入社 2006年３月　取締役就任 2006年９月　グループ経営推進室室長 2008年１月　管理本部担当 2011年４月　常務取締役就任（兼）連結管理担当 2015年４月　専務取締役就任（兼）連結管理担当（現任） [重要な兼職の状況] PT.FUJI SEIKI INDONESIA　Komisaris 上海不二精机有限公司監事 常州不二精机有限公司監事 秋元精機工業㈱監査役	22,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	藤本由数（ふじもとよしかず） （1973年12月26日生） 再任	1994年４月　当社入社 2004年10月　THAI FUJI SEIKI CO., LTD. 出向 2011年４月　同社　Managing Director 2012年10月　PT.FUJI SEIKI INDONESIA　President Director 2014年５月　当社東南アジア事業統括部長 2016年４月　成形事業部長 2018年３月　取締役就任（兼）成形事業部長（現任） [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD.　Director 秋元精機工業㈱取締役	41,300株
5	高橋秀昭（たかはしひであき） （1954年４月６日生） 再任　社外　独立	1978年４月　㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 1999年９月　同行退行 2005年３月　当社監査役就任 2013年３月　取締役就任（現任） [重要な兼職の状況] ㈱ワールド・ワン監査役	11,500株
6	塩井寿史（しおいひさし） （1964年３月４日生） 新任	1987年４月　当社入社 2004年11月　常州不二精机有限公司　出向 2006年２月　同社　総経理 2011年７月　当社中国事業統括 2014年７月　金型事業部製造部マネージャ 2019年７月　金型事業部事業部長（現任）	14,500株

（注）１．社内取締役候補者の選任方針は以下のとおりであります。当社は、当社の経営理念の実現に貢献できる知識、能力、経験を持ち、また、当社の取締役としてふさわしい人格、見識、倫理観、誠実性を有する者を選定し、取締役会での十分な審議のうえ取締役候補者として、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．高橋秀昭氏は、社外取締役候補者であります。
４．高橋秀昭氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。中小企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていると判断できることから、同取引所に独立役員として届け出ております。
５．高橋秀昭氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
６．高橋秀昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
７．当社は高橋秀昭氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
８．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる手続費用や損害賠償金などの損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役菅一明氏及び監査役橋本豊嗣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	菅　一　明（かん　かず　あき） （1956年11月23日生） 再任	1972年８月　当社入社 2002年１月　製造本部松山工場マネージャ 2011年２月　製造本部松山工場長（兼）品質管理部マネージャ 2013年３月　常勤監査役就任（現任）	7,200株
2	橋本豊嗣（はしもと　とよじ） （1951年４月４日生） 再任　社外　独立	1976年２月　豊喜産業㈱専務取締役 1997年４月　はしもと経営研究所開設 2005年４月　大阪府中小企業支援センター　プロジェクトマネージャ 2007年４月　独立行政法人　中小企業基盤整備機構　近畿支部　統括プロジェクトマネージャ 2007年５月　財団法人　大阪産業振興機構　理事 2012年４月　独立行政法人　中小企業基盤整備機構　近畿本部　チーフアドバイザー 2012年５月　一般社団法人　大阪中小企業診断士会　副理事長 2013年３月　当社監査役就任（現任） 2015年５月　一般社団法人　大阪中小企業診断士会　監事（現任） 2015年５月　一般社団法人　大阪府中小企業診断協会　監事（現任） [重要な兼職の状況] 一般社団法人　大阪中小企業診断士会　監事 一般社団法人　大阪府中小企業診断協会　監事	5,800株

（注）
1.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2.橋本豊嗣氏は、社外監査役候補者であります。
3.橋本豊嗣氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていると判断できることから、同取引所に独立役員として届け出ております。
4.橋本豊嗣氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
5.当社は橋本豊嗣氏との間で、会社法第427条第１項の規程に基づき、同法代423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となっております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6.当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる手続費用や損害賠償金などの損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

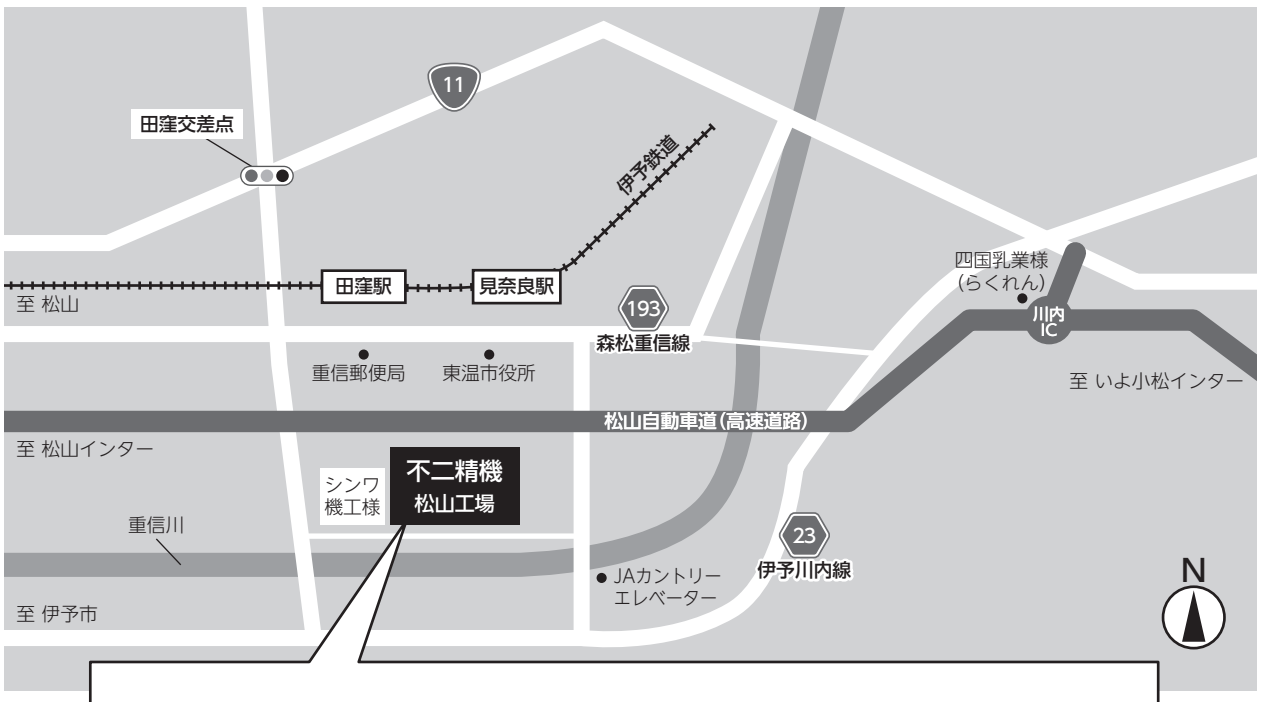

会 場　愛媛県東温市田窪41番地14　当社松山工場 2階 講堂
電話番号(０８９)９６４－４４８０

伊予鉄道でお越しの場合
松山市駅－見奈良駅　約25分
見奈良駅よりタクシーで約５分

お車でお越しの場合
松山市駅より約30分
川内ＩＣより約10分

不二精機株式会社

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。